

- 1 開催日時：令和6年11月21日（木）午後5時30分～午後7時50分
- 2 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室
- 3 出席者：
会長：釧持 禎（互選による）
副会長：村山 貴子（互選による）
委員：成島 久美子、佐竹 昭宙、渡部 日出雄、寺田 満、中村 治郎、
大久保 礼子、芝沼 雅敏、（欠席）塩塚 洋志
取手市：中村 修市長
（事務局）吉田総務部長、軽部人事課長、山下副参事、志賀係長、松下係長

4 議事の概要

（1）会議開催に際しての確認事項

- 取手市特別職報酬等審議会条例第5条第2項に基づき、過半数の委員の出席により本会議は成立している。
- 傍聴は認めない。
- 議事録は事務局（人事課）で作成することとし、要点筆記とする。
- 議事録の作成にあたっては、発言者の名前は伏せて、会長、委員、事務局、説明員という表現で記載する。

（2）諮問

- 市長より、釧持会長に対して諮問。
諮問事項：「取手市議会議員の現行の報酬水準の妥当性について」

（3）資料説明（事務局より）

【資料1／取手市特別職報酬等審議会条例について】

- 本審議会は、『取手市特別職報酬等審議会条例』に基づき設置されている。
- 委員への就任については、同条例第3条の規定に基づくもの。
- 本審議会の設置及び開催目的である審議会の所掌事項（第2条）は、諮問事項の「取手市議員の現行報酬水準の妥当性の検証について」であり、委員の高い識見と豊富な経験に基づく幅広い意見のもと、透明性、納得性のある検証をお願いしたい。
- 審議会の設置期間及び委員の就任期間は、本諮問事項に対する審議会からの答申を得るまでの間となる。審議の経過によっては、令和7年度にまたがって審議をお願いすることとなる。

【資料 2 / 取手市特別職報酬等審議会委員名簿について】

- 別紙「委員名簿」のとおり

【資料 3 / 取手市特別職報酬等審議会の開催依頼について】

- 本審議会の設置、開催の経緯は、議会側から市長に対して取手市特別職報酬等審議会を開催して、現行の議員報酬額の妥当性を検証するよう依頼があったことによる。
- 取手市議会議員の現行の報酬額は、平成 6 年 10 月に改正されたものであり、以降、現在に至るまでの間、報酬等審議会による検証がなされていない。

【資料 4 / 茨城県内 32 市 / 市議会議員報酬額 比較表について】

- 茨城県内 32 市の令和 6 年 4 月 1 日現在の人口、職員数及び議長、副議長、議員それぞれの現行報酬額と適用年月日を示したもの。
- 議員の現行の報酬額は、議長 49 万 4,000 円、副議長 44 万 4,000 円、議員 41 万 1,000 円で、平成 6 年の引上げ改正以降、30 年近く据置きのままとなっている。
- 「表」の縦列の並び順は、議長の報酬額の上位順。取手市の議長の現行額（49 万 4,000 円）は、県内市の上位から 7 番目、副議長（44 万 4,000 円）も同順位。ただし、議員（41 万 1,000 円）は、1 段上の古河市より高く、上位から 6 番目。
- 「表」の一番右の欄に記載の適用年月日は、現行報酬額の改正日を示し、取手市は平成 6 年 10 月 1 日。改正が最も直近の自治体は、上位から 2 番目のつくば市で、令和 6 年 4 月 1 日の改正。また、記載にはないが、つくば市の改正状況は、議長 54 万 7,000 円から 69 万 8,000 円に、副議長 48 万円から 62 万 6,000 円に、議員 44 万 7,000 円から 58 万 4,000 円となっている。
- つくば市のほか、令和になってから議員報酬額を改正した県内の市は、筑西市、坂東市、笠間市、結城市、つくばみらい市、桜川市の 6 市（令和 6 年 4 月 1 日現在）。

【資料 5 / 類似団体 市議会議員報酬額比較表について】

- 取手市の類似団体とされる全国市町村の議員報酬額を示したもの。「類似団体」とは、国勢調査をもとにした人口と、産業別就業人口の構成比の当該 2 つの要素を基準に分類し、同じ分類となった全国の市町村を指す。
- 取手市は、「人口 / 10 万人以上 15 万人未満」、「産業別就業人口 / II 次、III 次産業が 95% 以上かつ III 次産業が 65% 以上」の類型 III - 3 の市町村区分に属し、この類型に属する全国 49 市町村が、取手市の類似団体となる。
- 「表」内の網掛けは、取手市よりも小さい数値の市町村。一番下段は、取手市を含めた類似団体全 50 市町村の平均値。報酬額の平均は、議長 57 万 4,300 円、副議長 51 万 5,237 円、議員 47 万 9,767 円。取手市は、いずれも類似団体の平均額

を大きく下回っている。

【資料6／茨城県内自治体 議員報酬 増加率表について】

- 茨城県内自治体の報酬額の増加率の比較。対比年度は、取手市の議員報酬が最後に改定された平成6年4月と令和6年4月時点。
- 取手市の増加率は、議長2.28%、副議長2.30%、議員2.49%である。
- 取手市よりも増加率が下回っている自治体は、平成6年7月以降、見直しがされていない龍ヶ崎市のほか、結城市、下妻市。逆に増加率が最も高いのは、令和6年4月に改正したつくば市で、約40%の増加率となっている。

【資料7／特別職報酬額等 推移について】

- 「表」は、平成元年から令和6年までの市長・副市長・教育長の各常勤特別職の給料及び非常勤特別職の議員の報酬額、そして一般職の給料改定の基準となる人事院勧告の上昇率を示したもの。
- 議員の報酬額は、平成元年から平成6年までの間、毎年、報酬等審議会を開催し、報酬額が引き上げられていたが、一般職の人事院勧告と同様に、平成3年以降は年々、アップ率が下がっていたことが見て取れる。

【資料8／議員報酬額と一般職給料額との比較表について】

- 議員報酬の最終改正は平成6年10月。その前後の平成5年度と平成6年度、そして現令和6年度の議員報酬の月額と、一般職員のうち管理職の給料月額との対比を示す。
- 金額的に、議長、副議長、議員の報酬額に近い一般職の給料表の額を掲載。比較する際の注意としては、一般職の給料月額は、あくまでも、給料だけの額となる。管理職手当や地域手当などのその他の手当等は、含まれていない。
- なお、平成6年度から令和6年までの間、一般職の給料については、大きな制度改革（平成17年の人事院勧告による給与構造改革）があった。職員の給料は、部長・次長・課長・課長補佐などの役職に応じて、給料表のどの級に格付されるかが決まっているが、この構造改革により、例えば、それまで9級に格付けされていた部長職は、平成18年度以降7級への格付に変更されている。
- また、構造改革の一環として、地域手当制度が導入された。地域の民間賃金を給料に反映させるために、地域間の給与配分の見直し措置として、全国的な給料表の水準を最も低い地域に合わせ、平均で4.8%引き下げるとともに、民間賃金が高い地域に勤務する職員を対象として、3%から18%までを支給割合とした地域手当制度が創設された
- 取手市は、それまでも、例えば平成5年度には調整手当という名前で3%が支給されていたが、令和6年度現在の取手市の地域手当率は11%となっている。当時

と比べると、給料のほかに支給される地域手当の率が増加している。

【資料 9 / 令和 5 年 取手市議会の活動状況について】

- 市の議会は、3月、6月、9月、12月の四半期ごとに開催される定例会と、臨時に開催される臨時会がある。
- 全国的には、通年議会制が利用されている議会もあるが、取手市議会の場合には、年4回の定例会と臨時会を基本としている。
- 臨時会については、令和5年は1回で、取手駅前の交通広場の整備工事の契約に関する事などが審議されたが、臨時的な性質であるため、臨時会の回数は年によって変動がある。
- このほか、定例会の会期中に開催される常任委員会や、予算・決算審査の特別委員会、議会運営委員会の状況に加え、その他、議員が市議会の公務として出席、参加した会議や事業について列記している。
- なお、資料には、あくまで議会としての内容を記載しており、例えば、議長会へ出席や来賓としての出席といった、議長や副議長としての公務、議員が市民から個別に御意見や御提言をお伺いするといったものについては記載されていない。
- 取手市の市民にとっては、なかなか、議員の活動は知り得ない部分も数多くあるのではと思うが、改めて資料を見ていただくと、取手市議会としての議員の公務の多いことが見て取れる。
- また、取手市議会は、「早稲田大学マニフェスト研究所」が毎年実施している議会改革度調査において、2020年から数度にわたり、全国1位となっている。
- 取手市議会は、令和2年から全国に先駆けてオンライン会議の実現に向けた取組を進め、既に委員会では、オンラインでの出席を認めたオンライン委員会を実現している。市民と議会との意見交換会でも、オンライン参加を選択肢として加えるなど、近年では、ICTやオンライン技術の活用を中心に、議会改革に関する先進的な取組が進められている。
- こうしたことが、先ほどの調査結果などでも評価され、全国市議会議長会や全国都道府県議会議長会、国の内閣府や総務省において、先進事例の紹介として取り上げられており、全国の市議会、議会関係の団体等からの視察の依頼が絶えない状況が続いている。令和5年1月から12月までの1年間で、オンライン対応を含めて72団体、令和6年4月以降においても40団体の視察等を受け入れている状況。

【資料 10 / 取手市議会議員 報酬・期末手当（年額）について】

- 市議会議員として受ける報酬と期末手当の総額。議員には、月額報酬のほか、6月と12月期に期末手当が支給される。報酬額と同様、期末手当の支給率は市町村ごとに異なっている。
- 取手市は、市長、副市長、教育長といった常勤の特別職に準じる規定とされてお

り、6月期、12月期を合わせて3.4月分。期末手当の支給額は、報酬額に15%の加算率を乗じた基礎額に、期末手当率を乗じて算出される。議員に支給される年間の報酬、手当の総額は、議長は785万9,540円、副議長は706万4,040円、議員は653万9,010円。

【資料11／取手市議員の年齢構成（過去5回）について】

○取手市議会議員の定数は24名。現任期の開始日となる令和6年2月15日現在の平均年齢は57.6歳。構成率としては、50歳代が29.2%、続いて70歳代、60歳代、40歳代が同率の20.8%、30歳代が1番低い8.3%。

【資料12／当初予算に占める議会費の割合（他自治体比較）について】

○直近3年度の市の一般会計当初予算に占める議会費の割合を、人口が同規模の自治体や近隣自治体と比較したもの。取手市の議会費は、令和4年度は2億6,180万、5年度は2億6,930万、6年度は2億7,280万円と、ここ3年間で少しずつ増えているが、市の一般会計予算額に対する比率は、0.67%、0.66%、0.64%と減少している。

○この予算比率については、同規模の自治体や近隣自治体と比較しても、大きく相違してはいない。

【資料13／取手市特別職報酬等審議会 答申内容について】

○平成3年から平成6年における取手市特別職報酬等審議会の検討状況と結果の概要を示したもの。

○当時の資料を改めて確認すると、報酬額を見直すに当たっては、前年度の一般職の改定状況や県内の他市との均衡、また、平成5年の改正率の検討においては、バブル崩壊後の経済情勢等を視点に置きつつ検討された経緯がうかがえる。

○こうした状況を反映し、令和3年の引上げ率は6%台、平成4年から5年にかけては4%台、平成6年の改正では2%台と、引上げ率が抑えられていた状況。

【資料14／取手市物価指数について】

○物価指数とは、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する消費が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの。

○平成17年度を基準値100として作成されており、取手市及び茨城県の調査は平成24年度で終了しているため、参考として、現在も調査が継続されている水戸市の指数を掲載した。

○取手市としての調査結果が残る平成6年から平成24年の対前年比の上昇率を見ると、変動はおおむね1%に満たない範囲の中で収まっている。平成25年以降については水戸市や全国の指数を見ていただくことになるが、平成26年に前年比2%に近い上昇傾向を少し見せたものの、その後は変動範囲も小さくなり、コロ

ナ禍が収束し始めた令和4年度以降、少しずつ上昇の兆しを見せ始めているものと思われる。

(4) 審議内容

【会長】

○資料が多いので、委員の皆さんには、資料を持ち帰って疑問点を整理していただきたい。議会の制度を御存じない方もいらっしゃると思うし、議員の仕事の内容が分からないと、報酬の高い、安いについて意見を言えない部分もある。新たな資料の作成については、事務局への要望を委員会として整理して、必要なものの提供を事務局にお願いする形を取るのはいかがでしょうか。

＜異議なし＞

○次回の審議会でも質問の機会を設けたいと思うが、事務局の説明に関して、今の時点での確認したい点を皆さんにお伺いしたい。

【委員】

○議員の報酬の総額が出ているが、これに大まかな内訳はあるか。金額でも割合でも構わない。資料4（茨城県内32市／市議会議員報酬額比較表）で、例えば、取手市の議長について、49万4,000円という総額に至った内訳はあるのか。どんなものが重なって算出されているのか、項目や構成を聞きたい。

【事務局】

○49万4,000円は、あくまでも月額報酬額。議員の場合、手当は期末手当のみの支給となっている。一般職員の場合は、このほかに例えば、妻や子を扶養している場合の扶養手当や、地域手当、通勤手当といった手当が支給されるが、議員の場合は、あくまで報酬額と期末手当のみが支給されている。

【会長】

○私が知っている範囲では、多分、内訳はないと思う。生活費とか光熱費がいくらという積み上げでは考えてないと思う。市の職員の場合も、使い方は個人によって違うし、この内訳がいくらというよりも、ただ、何年勤務で何歳の人はこの金額ですよということだと思う。

【事務局】

○議員の報酬は、どこの自治体でも必ず報酬等審議会を開催して意見を聞きながら決定しているので、その根拠というのは、様々な視点から、例えば経済情勢や一般職の給料の上昇率といったものから、最終的には委員の皆さんの中で決めている額である。どういったものを加味して算出されたというものはなく、いわゆる生活給のようになっているものだと認識している。

【委員】

○内訳が何もなくて一発でとなると、少しいい加減な感じがして、どういうふうに決めていけばいいのかに引っかかってしまうが、何でこの数字が出てきたのかが分かると、高過ぎる、安過ぎるというのも分かってくると思う。

【事務局】

○基本的に、議員報酬は、それぞれの議会が独自に算出することになっている。その中で、今の報酬額がどのように示されたかについては、かなり遡る形になるが、昭和 53 年に議員の報酬のモデルが示され、根拠として、いわゆる首長、市長、町長、村長のだいたい何%の比率でというのに準じて議員の報酬額が定められたと言われている。

【会長】

○どれが正しいという数字がなく、昔からの積み上げということになってしまうのかもしれないが、内訳がどうなっているということが言えないだけに、適正な金額については、地域性、市町村の財政力、市民の経済力といったことで、一概に高い、安いということが言えず、審議会として苦勞するところである。

決めた額を本当に市民の方に納得していただけるかを考えると、非常に難しい点だと思う。

事務局の話では、適正な金額や金額の積み上げについて、昔はあったかもしれないが、今は、はっきり言えないと言ったほうが良いというところか。

【委員】

○積み上げではなくても、どういう項目があるのかだけでも分かればありがたい。

【事務局】

○市長は常勤の特別職、議員は非常勤の特別職となっている。毎日というわけではないが、年間の議員の公務は定例会だけではないので、何日活動したかなどを指標としているケースもあり、いろいろな考え方があって非常に難しいところではある。先ほどの類似団体との比較や、首長に対して議員の公務がこのぐらいあるというようなところから算出しているような自治体もあり、様々な見方、報酬の決め方が見られる。

【委員】

○議員報酬の性格をある程度、整理しておかないと、なかなか分かりづらい。先ほども事務局から説明があったように、市長や一般職員は、生活給というところもあると思うが、議員の場合は、生活給といった部分がゼロではないにしろ、余りないように思う。そういったことで、その内訳がなかなか決めづらく、どちらかというと成果給の意味合いの方が強いのかなど。やはり、活動に応じてということになると、市長に対して議員はどうかというところで、必ず相対する。市の定

例議会、委員会というところだけではなく、そのための準備とか、市民の方に話を聞くなどの活動も含めて、報酬が決まっている仕組みというものが歴史上あるのかなと。市長とは同じではないが、市長の7掛けとか6掛けとかいうところから始まっているのかなと思う。やはり、市長や一般職員とのバランスを図って、どこかに落ち着くという感じかと思う。

【事務局】

○市長、副市長、教育長の三役が常勤特別職とされているが、その常勤特別職の給料額と議員の報酬額の比率の資料を、次回、参考資料として御用意させていただきたい。

【事務局】

○以前は、職員は生活給で、議員は報酬でというようなところが一つの大きな違いとしてあったが、今は、議員の成り手不足など、そういったことも含めた中で、生活給に移りつつあるのかなというような流れではある。報酬ということで、あくまでも役務の対価に対するものというところで、根本的には生活給ではないというところから始まっているのは事実である。

【委員】

○議員の報酬が一般的な民間の給与と大きく違うところは、例えば資料5（類似団体／市議会議員報酬額 比較表）にあるように、例えば北海道の小樽市の議員は、ほかよりも高いのかというとなんかそうじゃない。ところが私が会社に勤めていた頃は、北海道の職員には暖房費とかが支給されていた。議長や副議長は、役職の責任の重さで報酬額が違っているが、一般の議員は、全部統一である。年齢が何歳だろうと同じ金額である。家族が何人いようが関係ない。議員になる気のある人なら議員になってくださいという感じで、内訳みたいなものがない。生活費としてどれだけ使うかは、その人の年齢によって違ってくる。定年を過ぎた議員とか、子育て中の議員とか、いろいろな議員がいても、それは全く同じ。民間の会社員と議員というのは、根本的にその辺のところが違うので、その辺を考えないといけない。41万1,000円の中身について、生活費として使うのか活動費として使うのかが分からないところが、報酬を決める上での難しいところ。資料に議員の年齢別の表があったが、70歳を過ぎていけば、もう既に年金を受給している状態。30代、40代は、どうしても子供の教育費などにお金のかかる時期。そういうのを全部ひっくるめて、41万1,000円が安いのか高いかという話になる。この辺のところ非常に難しいところで、委員会としては、その辺もひっくるめてどうかというのを考えてあげないといけないかな。特に30代の方は、この650万の年収というのは、ほかの同期の人間から見たら、いい報酬。ところが、10年たっても報酬が上がらなかつたら、ほかの同期の人間に追い越される可能性もある。その辺のところを考えてあげないと、これから、若い子育て中の人は市議会議員

にはとてもなれない、というより、なりたくないといった状況になってしまうかなど。この辺のところは、非常に大事なところだろうと思っている。

【会長】

○給料の話と報酬の話とは丸々性格が違うものだが、そうは言いつつも、報酬を生活給としている議員の方もいる。また、第2の仕事を持っていて、報酬は別枠ですという方もいて、本当に様々である。報酬なのだから生活のことを考えるのはおかしいという理屈もあるが、実際は、今の議員の中でも、市のためにいろいろ仕事をしたいということで議員になられて、実際に報酬だけで生活していくのが楽かという決してそんなことはない。この辺について、報酬なのだからこれでいいんだよという理屈にはならない。今回、議員の報酬が適正であるかどうか検証いただきたいということで、議会側から特別職報酬等審議会の開催について市長あてに文書が出され、これに基づいて今回、市長が皆さんを委員として招集したわけなので、議会の状況とか、あるいは報酬と給料の考え方とか、こういった文書を出すに至った経過も含めて、皆さんが議長にぜひ聞いてみたいということであれば、事務局を通して、次回の審議会に議長をお呼びして、いろいろ意見交換をと思うのだが。

【委員】

○いいんじゃないですか。

【会長】

○議会を代表するのは議長なので、今の現状とかそういったことも含めて。また先ほど、改革度が全国で1位2位だというような話もあった。私がいた頃はそんな話は全くなく、今はいつもベストスリーに入っているような状況の中で、これをキープするのは本当に大変だと思う。普通だったら視察はそんなに来ないが、視察の回数も七十数回との説明があった。他からの視察への対応も大変な労力で、もちろん議会事務局の職員もそうだが、それだけの用意をしなければならない。そういった活動というのは目に見えてないわけで、それだけの時間を要しているといったことも大きな活動になっている。この辺りについても他の市町村とは違う、そういう努力をしているといったことも含めて、報酬を決めるに当たっては、委員の皆さんに情報提供していかないと、ちゃんと正しい評価ができないのかなと思う。そこで、皆さんの異議がないということであれば、次回の審議会には議長に来ていただき、意見交換をしたいと思うので、事務局には調整をお願いしたい。

【委員】

○資料9（令和5年取手市議会の活動状況）の「常任委員会」について、この委員会の中で、「会期中」と書かれているものは、本会議期間中から本会議の日数を

除いたものと見てよいか。

【事務局】

○資料9の常任委員会については、年4回の会期中と、それから会期の間のいわゆる閉会中の委員会を含んだ日数になっている。

【委員】

○この「会期中」というのは、会期のうちから本会議の日数を除いているのか、それとも含まれているのか。本会議じゃなくて委員会ということなのか。

【事務局】

○取手の場合は、本会議が行われているときには常任委員会は開催されないのが通例となっている。

【委員】

○そうすると、全ての委員会は、本会議中はやってなくて、その部分を除いた形でみればよいのか。

【事務局】

○本会議については、全議員が参加する。それと並行して、本会議のメンバーの中にそれぞれの委員会の委員がいるので、物理的に同時並行ではできないこととなる。同じ日に開催されたとしても時間が違っているということがある。緊急的に招集されて、委員会を開催しなければならないケースもあるので、同じ日にやることもあるが、取手の場合はそういったケースはほとんどない。

【委員】

○他の市から見学に来たとき、議員さんは、どのくらいの時間、対応しているのか。

【事務局】

○取手市の視察は非常に長い時間やっているのので、2時間半から3時間ぐらいは出席いただいていると思う。

【委員】

○常勤と非常勤とに分けて交通整理をした後に進めていかないと、審議会がかなり複雑になる。リンクする課題は当然あるとは思いますが、一旦これを分けたほうが、この審議会がスムーズに進むと思う。もう一点、議員報酬をどうするかの部分で、もしできるのであれば、「見える化」したほうがいい。議員活動でこういったものがあるとか、報酬の部分は別にして、議員は日常、何やっているのかなど。地域のお世話活動をやっているのか、定例会と委員会だけなのかなどというところも分かるようになると、議論が深まるのではと思う。先ほど会長からもあったように、議長を呼んでというのは、当然いいことであろうと思うので、この審議会の方向性や答申を出すに当たっては、もうひと工夫してもいいかなという気がする。

【会長】

○今の御質問の中での確認になるが、常勤特別職である市長、副市長、教育長についての諮問は受けていないので、非常勤である議員だけということによいか。

【事務局】

○会長のおっしゃるとおり、市長から審議会あてに提出させていただいた諮問内容は、非常勤特別職の議員の報酬額のみが対象となる。

【委員】

○資料 12（当初予算に占める議会費の割合）に議会費の割合が記載されている。今回、報酬審議会では議員の報酬を上げるかどうかを審議していくと思うが、上げたいという意見になったとしても、ないものは出せないと思うので、市の財政面で、今現在どれくらい余裕があるのか、また、議会費に対して上限としてどのくらい出せるのかという見通しが分かる資料があれば、一つの視点として重要な部分になると思う。今の取手市の財政と比較して、また過去に遡って市の財政面としてどのような増減があったかというところを含めて、資料を出してもらえると参考になると思うのでお願いしたい。

【会長】

○市の財政には非常に難しい部分があり、財政力指数などとは別に、そのときの事業の形態によって、繰越金がどのくらい出るかとか、コロナのときのように交付金がある、ないということも財源に関わる。事務局と財政課とで相談してもらって、財政力指数などを含め、類似団体と比較できる資料をできる範囲で用意してほしい。

【事務局】

○財政課と協議の上、議員報酬の妥当性の検証において、こういった資料が参考になるかを選んで、次回の資料として御用意させていただきたい。

【委員】

○この資料 4（茨城県内 32 市／市議会議員報酬額 比較表）を見ると、取手市は上位のほうにある。水戸市、日立市、土浦市、ひたちなか市は商工会議所のエリア。商工会で県内トップの人数を誇っているのがつくば市で 2,000 社、3,000 社が商工会に入っている。現在、取手市では 1,800 社が商工会に入っており、県内でもかなり大きいチームになっているので、そちらの面から考えてみるのもいいのかなと思う。先ほどの報酬の内訳という話で、私もそうだなと思った。給料であれば内訳もあるが、議員はいくら何年、議員を務められても同じ報酬額だというのが今回初めて分かった。また、議長という重要な役割になると、年齢やかかわった年数に関わらずこのような報酬を頂くことになるのだということを今回初めて

勉強させてもらった。

(5) 次回の日程について

- 終了時間を考慮して、開催は、今後も5時半からとする。欠席委員の予定、議長
の予定を確認する。
- 日程は、2月6日もしくは2月20日のいずれかとする。
- 開催場所は、議会棟大会議室とする。

(6) その他

- 事務局への資料請求の依頼は、年内を期限とする。
- 資料の配布について、第1回は委嘱前ということで当日配布したが、今後は、円
滑な議会運営のため、メールでPDFのものを事前配布する。
- 資料は対外的に出さないよう、取扱いに十分注意する。
- 議会に関する質問への回答のため、審議会の総意として、議会事務局長ほか、議
会事務局にも次回の出席を依頼する。

午後7時50分散会